

平成29年度 第4回生駒市障がい者地域自立支援協議会  
会議録

開催日時	平成29年11月2日(木) 午後2時～午後4時
開催場所	市役所403・404会議室
出席者 (委員)	梅川委員、神澤委員、辻村委員、関谷委員、松村委員、安田委員、上村委員、伊藤委員、中尾委員、新谷委員
欠席者	なし
事務局	障がい福祉課長 鎌田、障がい福祉課課長補佐 石倉、障がい福祉課支援係長 細川、坂本、障がい福祉係長 阪脇、紀 あたく組 大川
案件	(1) 第5期生駒市障がい者福祉計画(案)(平成30年度～平成32年度)について (2) 生駒市地域生活支援拠点事業について (3) 生駒市交通費助成事業について
会長	(開会) 会長の挨拶。 それでは案件1について事務局に説明をお願いしたい。
事務局	【事務局説明】 案件1 『第5期生駒市障がい者福祉計画(案)(平成30年度～平成32年度)について』
会長	このことについて質問等はないか。
委員	54ページ(2)「障がい者働く応援プログラムいこまの推進」の図について。図に記載されている実施例が行政側に偏っており、市だけで行う取り組みのように見える。例えば「障がい者職場体験受け入れの推進」については、一般企業の就労支援の受け入れについても記載するのはどうか。
事務局	この図に挙げているメニューは現状行っているものみの記載である。最近、生駒商工会議所で職場体験受け入れをしていただく取り組みを始めたところである。5つの項目の中すべてにおいても民間企業と協力できるような仕組みにしていけたらと思う。
会長	他に質問等がないようなので、案件2について事務局に説明をお願いしたい。
事務局	【事務局説明】 案件2 『生駒市地域生活支援拠点事業について』

会長	このことについて、質問等はないか。
委員	緊急時における送迎などは地域生活支援拠点事業のプログラムにないのか。
事務局	緊急時は恐らく、本人を拠点に連れてくることになると思うが、その際はラベンダーのコーディネーターをお願いすることを想定している。しかし、強度行動障がいがある方など、特定の支援者しか対応できない場合は、その支援者に対して、委託料等を検討している。
委員	ラベンダーに送迎用の車はあるのか。歩いて移動できない状況の障がい者だった場合、どうするのか。
事務局	夜間における緊急時の対応を想定しているが、車で対応することになる。日中であっても警察や虐待が絡む場合等は、行政や警察が動く。民間に頼らざるを得ない場合、また本人の障がい特性による問題行動等から起こる緊急時は、支援者の調整等をできればと考えている。
委員	県は緊急時、必要であれば執務中に迎えに行くという。市の場合はどうか。
事務局	以前警察で保護された身元不明の障がい者がいた。その際は市の職員が本人を迎えに行き、施設に受け入れてもらった。その方は医療が必要な方には思えず、精神科ではなく障がい福祉課で対応した。
委員	医療が必要かどうかの判断は誰がするのが難しい。
事務局	このケースについては自傷他害行為が無く、興奮等の様子もみられなかったので、緊急的な医療は必要ないと判断した。
委員	緊急時の対応というのはケースバイケースである。拠点事業の整備をすすめながら、引き続き生駒市で必要なものの検討をしていただけたらと思う。
事務局	地域生活支援拠点事業の5つの事業のうち、2つを平成30年1月から行う準備をしている。くらし部会の中で専門の検討委員会を作り、地域生活支援拠点を運営しながら検討を重ね、強化していくという意味で、第5期障がい者福祉計画の中でも機能強化という記載にしている。
委員	精神障がいに対応した地域生活支援拠点も整備してほしい。
事務局	徐々に進めていけたらと考えている。

会長	他に意見等はないか。 他に意見等がないようなので、次の案件3「生駒市交通費助成事業について」をお願いしたい。
事務局	【事務局説明】 案件3『生駒市交通費助成事業について』
会長	この件について、質問等はないか。
委員	制度の目的は変わらないのか。生きいきクーポン事業は行動範囲を広げることが目的だというのが、例えばクーポン利用メニューにあるおむつは外出に繋がるのか。目的が曖昧になっていないか。
事務局	おむつについては、例えば普段おむつを利用しなくても問題ないが、外出時に念のためおむつを着用したい方が利用できることも想定している。また、補装具費の支給申請とまではいかないが、短時間の外出時に杖や介護用の靴を利用したい方向けに、それらを対象品目に加えている。外出を促進したいというものに沿ったメニューにはなっている。
委員	行動範囲の拡大を目的とするならば、生駒市交通費助成という名前を変えるべきだと思う。名前を変えないのであれば、名前に則した制度であるべきだと思う。
事務局	今後検討させていただく。
会長	当制度は高齢者の制度と同じか。
事務局	その通りである。
委員	知的障がい者がバスを多く利用しているが、それは、有効期限が無いなら、他に使い道が無いのでバスにしようとする方が多かったためである。介護用品はいずれ使うであろうということで買った方もいた。また、肢体不自由者父母の会では、市からの紙おむつ給付の他に備蓄する分として購入した方の話を聞いた。電車に関して使いづらくなった。できればICOCAなどに障がい者用カードがあれば、それを利用できたらと思う。
事務局	ICOCAは現金として買い物に使えてしまうということを懸念している。社会参加の拡大という制度の趣旨から見て、現在のところICOCAカード等の、買い物にも利用できるカードの採用は考えていない。
委員	障がい者・介助者用のチャージができる『特別割引用ICカード』が発行され、奈良交通のバスも利用できると聞く。検討していただきたい。

事務局	<p>現段階の方針として、予想より介護用品の利用が多い現状を見て、介護用品品目の充実も考えている。また、ご意見の中にあっただが、駐輪場の料金に利用できないかとも考えている。まだ2ヶ月での集計数値であるため、もう少し様子を見てから再度内容を検討したい。</p>
会長	<p>他に意見等はないか。      これまでの会議全体での質問はないか。      事務局から何かはないか。</p>
事務局	<p>案件1について、ここで一度審議を終了する。ありがとうございました。この内容で12月の議会に報告し、年明けにはパブリックコメントの募集を行う。その内容如何によっては2月ごろに再度協議会の場を設ける場合があり、その際は速やかに連絡する。</p>
会長	<p>長期にわたり色々のご意見いただきありがとうございました。</p>